

平成27年12月17日

宗像市議会
議長 吉田 益美 様

議会運営委員会
委員長 石松 和敏

所管事務調査（行政視察）報告書

本委員会は、下記のとおり行政視察しましたので、宗像市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 期日
平成27年10月26日～10月28日（3日間）
- 2 視察地及び調査事項
 - (1) 東京都荒川区（10月26日）
 - ・通年議会について
 - (2) 東京都葛飾区（10月27日）
 - ・議会運営について
 - ・子ども区議会について
 - (3) 神奈川県逗子市（10月28日）
 - ・議会でのICT利用について
- 3 調査内容
概要は以下のとおり、資料は議会事務局に保管。

◆東京都荒川区

【区の概要】

人口：210,175人（平成27年6月1日現在）
面積：10.16km²
議員条例定数：32人（現員数32人）
平成27年度一般会計予算：912億6千万円

荒川区は東京都の東部に位置し、隅田川に育まれた歴史と文化に支えられ発展してきた。現在、人々と隅田川との豊かな関係を回復するため、スーパー堤防の整備や水辺と調和した環境整備などが進められている。また、下町らしい人情味あふれるコミュニティを基盤とした地域力、さらに中小企業が多くモノづくり産業の集積した地域特性など、区の強みを最大限に活用し、区民一人一人が真に幸福を実感できる街づくりを目指している。

【調査事項】

〔通年議会について〕

荒川区議会では、議員の質と勉強力を高めることを目的に、平成25年第3回定例会において「通年議会制」を含む議会基本条例を全議員で提案、全会一致で可決。平成26年度から「通年議会制」を施行している。

この条例施行によって、議会の回数は年4回から1回となったが、定例会は、基本的に従来どおり3月、6月、9月、12月に開催している。

通年議会のメリットは、区長の専決処分を避けることで議会存在意義が高まること、また、従来議会閉会中に委員会を開催するためには、本会議の議決が必要だったが、常に会期中であるため各常任委員会の委員長の判断で、委員会を開くことができることにある。

通年議会に対する区民の反応は、特にないが、議会としても市民の反応は、それほど期待してはいなかったとのことであった。また、議員や職員にかかる負担については、ほとんど変わらないとのことであった。

【所感】

- ・ 通年議会ということだが、基本的には本市議会と同様、年4回議会が開催されている。常に会期中なので、本会議での手続きに依らず、必要に応じて常任委員会が開催できるところにメリットがあると感じた。ただ、本市議会においては、通年議会と名を打たなくても常任委員会の調査や勉強会などは、宗像市議会基本条例（第11条の2）の一部改正によって、対応可能なのではないかと考える。
- ・ 荒川区議会は、通年議会を導入し、1年余りが経過。1年目の会期は354日、2年目の会期は統一地方選挙の影響もあって、会期は339日に短縮となっていた。通年議会とは言え、議会の開催数は4回と本市議会と変わらず、休会中に所管事務調査も行われている。大きな違いは、議会招集手続きの簡素化が図られ、容易に議会が開催できるので、原則的に首長の専決処分がなく、議会のチェック機能が常に働いている点であった。
- ・ 議会の会期を通年にしたことによって、災害などの緊急時に、迅速な議会対応が可能となる。また、原則的に専決処分がなくなり、議会の存在意義が増すという点では、議会にとってメリットはあると考える。逆に、通年議会を導入することによって執行部や事務局の事務負担が増えるのではないかと懸念する。
本市議会では、必要に応じて本会議での議決を経て、議会閉会中に所管事務調査等を実施しており、特に通年議会の必要性は感じていない。災害などの緊急時、迅速な議会対応が必要となった場合、スムーズに議会運営ができるように備えておくことが、今後の課題なのではないかと考える。
- ・ 通年議会の施行によって、市長の専決処分が原則不要となり、議会の意思が最大限発揮できるようになることが、議会側のメリットだと思うが、その他に大きなメリットは見出せない。議会日程が増えることで、経費の増加、事務局業務が増加し、事務局体制の充実、見直し等が必要となるのではないかと考える。また、議会活動の時間が増加することは良い事だが、議員個人

のための活動時間が制約を受けることになるので、バランスのとれた議員活動と議会活動ができるのか懸念される。

- ・ 議長の説明によると、議員は専門職でないとやっていけない、若手議員があまり勉強をせずに選挙のことを第一優先に考えており、これではいけないと判断し、通年議会の実現に踏み切ったとのことである。平成26年5月からの実施であるが、確かに首長による専決処分はできなくなったが、本市議会が実施している閉会中の所管事務調査を頻繁に行えば、実質的には通年議会と大差はないのではないかと感じた。

◆東京都葛飾区

【区の概要】

人口：451,612人（平成27年6月1日現在）

面積：34.84km²

議員条例定数：40人（現員数39人）

平成27年度一般会計予算：1,754億6千万円

葛飾区は、東京都の最も東側にあり、東に江戸川、西に荒川、中央の中川などの大河川に囲まれ、かつては湿地や水田の広がる水郷地帯で大正末期までは静かな郊外型農村の面影を留めていた。昭和初期から、水郷地帯は次第に住宅、工業、商業の都市的形態へと変化し、戦後の混乱期が終わると、都市化、市街化が急速に進行した。

区の産業は、中小製造工業が中心であり、その技術力の高さには定評がある。一方農業では、小松菜、ネギの生産が盛んで「葛飾元気野菜」という名で食卓にのぼっている。商業では、人々の生活に密着した約100の商店街が、まちに活気をもたらしている。

そのほか、映画「男はつらいよ」の舞台として全国的に有名な「柴又帝釈天」や漫画「こちら葛飾区亀有公園前派出所」の舞台となった「亀有」、花菖蒲の名所として知られる「堀切菖蒲園」、毎年開催される「葛飾納涼花火大会」などの観光資源が豊富にあり、多くの観光客が訪れているまちであった。

【調査事項】

〔議会運営について〕

葛飾区議会では、議会運営の検討事項を以下の4項目に分類し、議会運営に関する改革改善に取り組んでいた。

1 効率的、効果的な議会運営

・代表質問、一般質問

葛飾区議会では、現在、代表質問、一般質問ともに、一括質問方式を採用しているが、二元代表制の一方の機関である区議会の審議の一層の効率化・活性化を図るとともに、執行機関と審議機関の「チェックアンドバランス」の関係をより深化させるために、対面式による一問一答方式、反問権付与、パネル使用などが検討されていた。結果として、大項目ごとの個別答弁を執行部側に求め、対面式による一問一答方式については、継続検討、パネル使用は申告制で許可することとなっていた。

・IT化

膨大な資料、生きた情報の活用、環境負荷の軽減、ペーパー化による経費削減のために、議会へのタブレット等の携帯情報端末機の導入を検討中であった。携帯情報端末機を活用する方向で、各委員会の正副委員長で執行部と調整している。議会としては、携帯情報端末機の貸与を希望していた。

・速記者

現在、速記者を配置しているが、実態は「音声録音を文章化する際の補完」程度にとどまっており、その役割は徐々に低下してきている。会議の録音音声をダイレクトに文章変換するシステムを平成25年度導入したことに伴い、速記者を廃止するとしていた。

2 議会広報、傍聴、情報公開

・議会広報

議会を身近にし、区民の知る権利と区政への関心を高めるためには、議会だよりの紙面の充実が必要であると考えていた。具体的には、個々の議員の議案賛否、一般質問者個人名、会議の

出欠、閉会中の区民の議会棟見学会や小中学生の本会議、委員会見学の記事などを掲載する必要性について協議中であった。特に夏休みの小中学生の議場見学などの具体的な実施に向けての取り組みを進めていた。

・傍聴

開かれた議会の推進のために、委員会一般傍聴者用資料を拡大する必要があるとの考えから、議案審査のある委員会については、傍聴者用資料に議案も加えること、また、請願についても、請願内容が分かる資料を加えるとなっていた。

・インターネットを活用した議会の公開

インターネット中継をさらに拡大し、情報公開を進めるため、本会議、総括質疑、予算特別委員会だけではなく、他の委員会にも拡大することに関しては、引き続き検討するとなっていた。

3 議員の地位

・報酬等

行政改革のために、議員報酬、費用弁償、政務活動費のあり方を検討しており、本会議、委員会出席のための費用弁償の3,000円については廃止となっていたが、それ以外は引き続き検討するとなっていた。

・議員定数

平成15年に条例改正し、17年の選挙から適用された現行の議会規模は、条例改正から10年を経過し、一般選挙3回を経ているなかで、地方分権の拡大や住民意識の変化を考慮し、適正規模のあり方について改めて議論しているようだが、引き続き検討するとなっていた。

4 議会棟施設

・議場での国旗、区旗の掲揚

検討はされていたが、合意には至っておらず実現していない。

〔子ども区議会について〕

葛飾区では、平成9年度から将来の葛飾区を担う子どもたちに、自分たちの住む葛飾区の施策や区議会の仕組みを学び、議会制民主主義への理解と区政への関心を深めてもらうのと同時に、区議会が、子どもの視点からの要望や意見を聴き取り、区政運営に生かすことを目的として、年に1回のペースで子ども区議会を開催。

子ども議員の選出方法については、小・中学校からの推薦や「広報かつしか」や区ホームページで公募して、40人の子ども議員を選出していた。

子ども区議会の具体的な内容は、子ども議員による一般質問と委員会質問、決議文の作成、採択までとしていた。

事業主体は、広報課、教育委員会指導室で、議会は会場の提供及び、当日の本会議及び委員会の進行補助を行っており、議員の関わりについては、本会議場での正副議長紹介及び議長の挨拶、その他の議員は傍聴議員の紹介のみ。

子ども議員が選出されてからのスケジュールは、夏休み中に、事前学習会、委員会の質問テーマの決定、そして議長、委員長、決議文作成委員の選出を行い、9月中旬までに質問文を作成し、学校長を経由して提出。10月頃、議長、委員長で事前打ち合わせ。

子ども区議会の日程は、2学期の終業式の日、開会時間については、午後2時と定められていた。

本会議の一般質問は、7人程度。質問には、区長、教育長が答弁し、1時間ほどで休憩。休憩後は各委員会に分かれ、委員会質問を行うこととなっていた。

委員会では、質問テーマごとに三つの委員会に分かれて、委員会質問を行い、各部長が答弁する。1時間ほどで委員会は閉会し、本会議場へ戻り、子ども区議会決議の文案を作成。その後、本会議を再開し「子ども区議会決議文」を朗読、採択された後、子ども区議会は閉会となる。

平成27年度の子ども区議会の予算総額は、327,000円。

【所感】

〔議会運営について〕

- ・意見書の取扱いについては、すべての意見書が可決されることを前提に議会運営がなされているために、意見書調整委員会で事前調整が行われていることに驚いた。また、議会広報の拡大については、閉会中の区民の議会棟見学会の実施、夏休み中の小中学生の本会議、委員会見学などが検討されており、本市議会としても実施を検討するべきだと感じた。
- ・議会運営の中で本市議会と大きく違うのは、請願・意見書の取り扱いにおいて、可決が見込めるものしか上程しないという仕組みとなっていた点である。それら請願、意見書については、議会運営委員会での協議ではなく、会派代表者会の協議によるため、少数会派の請願、意見書は、採り上げられ難いとのことであった。全ての意見書、請願を議会運営委員会で協議している本市議会での取り扱いとは異なっているため、少々驚きを感じた。
- ・議会運営において、意見書案の取り扱いについては大変驚いた。非公式だが会派の代表が参加する意見書調整委員会にて、採択が確実なものだけを上程しており、定数が40人と議員数が多いからか、本市議会の議会運営のあり方とは全く異なり、疑問を感じた。
- ・議会運営検討の一環として、一般質問の一問一答方式やパネルの活用など検討しているようだが、質問時間が1人15分に制限されていることなどが課題となっている。全体として、宗像市議会のほうが、議員の発言時間やパネル、プロジェクターなどの活用が保障されていると感じた。

〔子ども区議会について〕

- ・アンケート集計結果で見ると、「区政に関心がわいた。」95.4%「区議会の活動に関心がわいた。」が90.7%、「今後も続けた方が良い。」が95.3%、そして、全員が「参加し

て良かった。」と答えている。この数字は自分たちの住むまちの今や将来を考える良い機会となり、市政への関心も深まった事の証であると考え。本市での実施も検討の価値がある。

- ・一議員の発議から始まった子ども区議会も19回を数え、小中学生を対象にし、自分たちに身近な葛飾区の問題を取り上げて、区長をはじめとする執行部の方々が真摯に答弁していた。若者の政治離れを防ぐという観点からも有意義な取り組みの一つであると感じた。この子ども区議会で子ども議員が提案したことが実現、また課題が解決したときは、その事例を議会だよりに掲載することで、子ども議員たちが達成感や成就感を味わうことができ、より政治に関心を持つのではないかと感じた。
- ・子どもたちが区政に関心を深め、政治をもっと身近に感じてもらうことのできる機会を提供することは、今後の議会運営の参考となるものと感じている。平成9年より開催されている子ども区議会で、子どもたちが自分たちの考えを議会で質問、提案することで、より良い区政運営が進んでいるものと感じた。
- ・子ども区議会について、平成9年度から毎年実施しており、将来の葛飾区を担う子どもたちに、議会制民主主義への理解と区政への関心を深めてもらうとともに、子どもの視点から見た区に対する要望や意見を聴きとり、これからの区政運営の参考としていくという目的は大変すばらしいと感じた。子ども区議会のビデオを視聴したが、身近なテーマを取り上げ堂々と質問している子どもたちの様子を見て、大変参考になった。
- ・子ども区議会は、選ばれた議員（子ども）の質問準備、質問態度など、レベルの高さに驚く。また、子ども区議会決議については、政策提案していくうえで、忘れてはならない子どもたちの視点として、参考とするに値するものであった。

◆神奈川県逗子市

【市の概要】

人口：60,019人（平成27年6月1日現在）

面積：17.28km²

議員条例定数：18人（現員数18人）

平成27年度一般会計予算：182億6千万円

逗子市は、神奈川県南東部、三浦半島の玄関口に位置し、北は横浜市、北西に鎌倉市、南は三浦郡葉山町、東は横須賀市、西は相模湾に面し、海岸線や三方を山に囲まれ、トンネルで他市町とつながっている。

市名の「逗子」については、弘法大師・空海が、市中央部に位置する延命寺の中に、厨子（ずし）を建立したことに由来すると言われている。

【調査事項】

〔議会におけるICT活用について〕

平成25年度タブレット型端末機（以下、「端末機」という。）を使用した会議システム導入。

1 目的

議案・議案資料のペーパーレス化、環境負荷低減と事務作業・経費の軽減、会議の効率化を図る。

2 概要

端末機と会議システムを活用し、インターネットを介してクラウド上にアップした議案や議案資料などのデータを各議員が端末機で、確認、閲覧しながら会議等を進めている。また、全議員に端末機を貸与し、議員への通知等も当該システムを利用している。

3 使用端末

i P a d A i r 2 (6 4 G B)

4 システム

SidebooksCloud (会議システム)

SideBooks (ビューアアプリ)

【所感】

- ・本市議会でも殆どの議員が端末機を使っているが、議場への持ち込みなど、いくつか検討事項があった。今回の視察で、議場における端末機の使用状況が確認でき、資料のペーパーレス化や急な資料の差し替えなどが一斉にできるなど、多くのメリットがあるように感じた。しかし、全議員が議場で一斉に端末機を操作する姿には、少々違和感があると感じた。日々、ICT化が進んでいる今日の現状から考えると、議員が端末機を議場で使用することにメリットがあるかもしれないが、その際は、必要最低限のモラルを確認しつつ進めるべきだと感じた。
- ・端末機などの議会での利活用は、もともとは資料の紙資源削減から始まったと聞く。年間7割程度の紙資源削減効果があったとのことだった。その他、端末機を活用することによって、一般質問や資料説明の中での現地、場所、過去の議事録などがすぐに確認できるなどの効果が見られた。本市議会においても端末機の導入により、資料管理、スピーディな情報の伝達などを行っているが、議場での使用が、議会運営にどのような影響を与えるか、また、どの程度紙資源の削減効果が見込めるかを検証すべきだと感じた。
- ・議員活動において、端末機の活用は、今や必要不可欠なものであり、大いに活用すべきだと考えるが、本会議中の議場での利用に関しては、その必要性をあまり感じなかったのが正直なところだ。
- ・若手市議らの主導で実現した「ペーパーレス議会」が全国で注目を集めている。導入効果としては、紙資料の減少によりコピー使用枚数と料金が半減、議案書や行政計画は全てPDFでの提供となるため、コピー代や職員の労務費が大幅に軽減されるな

ど成果が出ている。本市議会においては、市からの貸与ではなく、議員個人所有の端末機等を使用しており、各種委員会等の会議前には資料等をグーグルドライブにアップしていただき大いに活用している。今後は、逗子市のように議案書や行政計画などがPDFでの提供となると、大変利便性が良くなるのではと期待している。

- ・端末機を活用した議会活動については、時代の流れのような気がするが、果たして本会議で必要なのかは、疑問を感じる。本市議会の場合は、既にパネル、プロジェクター独自の活用があり、議員のスキルアップによって、質問内容は十分に理解されている。議員の質問は、執行部、議員、市民に分かりやすく行うことが鉄則であり、そのための努力が常に議員に求められている。